

「喫茶の設置及び経営」募集要領

(令和4年度)

朝霞駐屯地業務隊

募集要領

1 概要

陸上自衛隊朝霞駐屯地において、職員、来訪者等の利便性を確保するため、喫茶の設置及び経営の業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

2 応募資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者
- (2) 各契約機関等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者又は同等の資格を有する者
- (4) 業務の全部又は一部を第三者に委託あるいは譲渡することなく、全て業者等で遂行できること。
- (5) 公募しようとする事業の実施を保証できる能力・態勢を有する者
- (6) 業者等の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (7) 業者等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (9) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (10) 業者等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (11) 暴力団又は暴力団員及び第7号から第10号に定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者ではないこと。
- (12) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (13) 国有財産使用許可書の使用許可条件を遵守できること。
- (14) 第4項の事業者説明会に参加すること。
なお、参加しない事業者等は公募に参加できないものとする。
- (15) 本募集要領の全記載事項を遵守できること。

3 設置条件

- (1) 設置方法
国有財産法（昭和23年6月30日 号外法律第73号）第18条第6項に基づく行政財産の使用許可により設置する。
- (2) 設置業種及び店舗数
物品販売（喫茶） 1店舗
- (3) その他
詳細は、「仕様書（その1）」及び「仕様書（その2）」のとおり。

4 公募説明会（募集要領、仕様書等説明）

本説明会に遅刻又は欠席した業者は、公募に参加できない。

なお、本説明会の参加条件として、参加申込書にて期日までに参加登録していることが必要

- (1) 日時：令和4年7月21日（木）午後3時（午後2時50分までに入室）
- (2) 場所：陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生センター厚生会議室
- (3) 携行品：顔写真付きの身分証明書、募集要領、印鑑
 - ※ 参加者（各業者2名以内）は、令和4年7月20日（水）午後5時までに参加申込書に会社名、氏名等を記入後、直接持ち込み又はFAXで登録
 - 連絡先：陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科 藤原
 - FAX 048-460-1711（内線4451）

4 応募手続等

- (1) 申請書等の提出
 - 設置を希望する者は、次のとおり、提出書類を提出先に期限までに提出すること。
 - ア 提出書類
 - (ア) 申請書（別紙第1） 1部
 - (イ) 企画提案書（別紙第2） 67部
 - 次の事項（会社概要）について、必ず全て記載すること。
 - a 主な販売予定商品・販売価格表（別紙第3）
 - b 主な販売予定商品と同等の商品の写真（デジタル写真可 販売予定価格を記入）16枚以内（日本産業規格A4に各4枚以内貼付）（別紙第4）
 - c 店舗レイアウト図（別紙第5）（平面図）
 - d 店舗イメージ図（別紙第6）（外観、内装等イメージ図）
 - e 営業日及び営業時間
 - f 精算方法及び種類（レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）
 - g 災害発生時の会社及び出店店舗の対応
 - h 従業員管理（身元管理、健康管理等）及び人員配置
 - i 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法
 - j 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴（行政処分があった場合、その時どのように対応したかを記載）
 - k クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法
 - l 防衛省における営業方針（職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する防衛省店との違い等）
 - m その他のアピールポイント
 - (ウ) 企画提案書付属書類 67部
 - 販売商品カタログ、その他企画提案書の販売商品がわかる具体的な資料等（日本産業規格A4）
 - (エ) その他関係書類 各1部
 - 公募に参加する者に必要な資格を確認するため、次の関係書類を併せて提出すること（関係書類の不備または参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする。）。
 - a 業務確約書（別紙第7）
 - b 戸籍抄本
 - (a) 法人である業者にあつては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書）
 - (b) 発行後3か月以内のもの

- c 営業経歴書
会社の商号・所在地、代表者役職・氏名、沿革（営業年数）、役員や従業員数等の概要、営業品目、営業所の所在状況等が記載されたもの。これらの内容が記載されたパンフレット等でも可
- d 財務諸表
 - (a) 個人
直近の（申請日直前1年以内に税務署に提出した）所得税青色申告決算書、確定申告書
 - (b) 法人
直近の（申請日直前1年以内に確定した）貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書、決算報告書等
- e 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
発行後3か月以内のもの
 - (a) 個人
その3の2
 - (b) 法人
その3の3

f 会社概要（任意様式、パンフレット可）

g 印鑑証明書
発行後3か月以内のもの

h 都道府県知事等の発行した営業許可書の写し（該当する場合のみ。）

i 誓約書（別紙第8）

j 役員名簿（別紙第9）

注： 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を有する者に限り、「資格決定通知書」の写し（コピー）を、b、c、d及びeに定める書類に代えることができる。

イ 提出先

〒178-8501

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：藤原）

電話番号：048-460-1711（内線：4415）

ウ 提出期限

令和4年8月3日（水）午後5時まで

(2) 応募者の失格

アからカまでのいずれかに該当する行為があった場合は、失格とする。

ア 提出書類が期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合

ウ 提出書類等に虚偽の記載があった場合

エ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

オ 過去（又は現在）、防衛省（防衛省共済組合を含む。）に支払う国有財産使用料（共済組合の場合は管理手数料等）及び光熱水料を滞納したことがある（している）場合

カ その他、違反と認められる場合

(3) 提案修正の禁止

原則として、提出後の書類変更（修正、差し替え、削除、追加）は禁止する。

5 選考の方法

- (1) 提出された企画提案書等に基づき、書類選考による総合的審査の上、業者を決定する。ただし、決定業者に辞退及び失格等があったときは、次点の者を候補者とする場合がある。
- (2) 同一業種に複数業者の応募があった場合は、プレゼンテーション等を実施する場合があるので、日程等は別途通知する。また、企画提案内容及び実施能力が同等と判断され、審査により決しない場合には、別途、指定する日時に公開抽選を行い決定する。なお、審査結果については、異議を申し立てることができないものとする。

6 選考結果等

- (1) 決定年月日（予定）
令和4年9月21日（水）
ただし、前項(2)に定める公開抽選を行う場合は、公開抽選の開催日とする。
- (2) 結果通知要領
陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生科事務室前に決定業者を掲示（決定年月日の午前9時）するとともに、決定業者に対しては文書等により通知する。
- (3) 決定業者に対する説明会の日時・場所（予定）
日 時：令和4年9月26日（月）午後3時から
場 所：陸上自衛隊朝霞駐屯地厚生センター内会議室

7 業者決定後の提出書類

売店等の経営の業者として決定された者は、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 提出書類
国有財産使用許可申請書（別途配布）
- (2) 提出先
申請書等の提出に同じ。
- (3) 提出期限
決定業者に対して別途通知する。

8 問い合わせ先

〒178-8501

東京都練馬区大泉学園町

陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科（担当：藤原）

電話番号：048-460-1711

内 線：4415 F A X：4451

※ 土日祝日を除く平日の午前9時から午後1時、午後2時から午後5時まで

9 その他

この募集要領に定めない事項については、陸上自衛隊朝霞駐屯地業務隊厚生科の指示によるものとする。

申請書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
朝霞駐屯地業務隊長 殿

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別 法人・個人
担当者氏名：
電 話：
F A X：

東京都練馬区大泉学園町に所在する陸上自衛隊朝霞駐屯地において、喫茶を設置し、
経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約し
ます。

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用すること。

企画提案書

会社概要

- 1 会社名
- 2 本社所在地
- 3 設立年月日
- 4 資本金
- 5 社員数
- 6 店舗数
- 7 売上高

<p>ア 販売予定商品について</p> <p>(ア) 主なメニューを、【主な販売予定商品・販売価格表】（別紙第3）及び【主な販売予定商品と同等の商品の写真】（別紙第4）によりA4様式にて4枚以内で提出</p> <p>(イ) 力を入れる予定メニュー・ジャンル</p> <p>(ウ) 季節メニュー及び新メニューなどの設定方法</p>
<p>イ 店舗レイアウト図（別紙第5）（平面図）</p>
<p>ウ 店舗イメージ図（別紙第6）（外観、内装等食堂イメージ図）</p>
<p>エ 営業日及び営業時間</p> <p>(ア) 平日 営業時間：</p> <p>(イ) 土日祝日 営業：有・無 営業時間：</p>
<p>オ 精算方法及び種類 （レジ（現金）、電子マネー・クレジットカード等の使用可否及び使用可能な場合の種類）</p>
<p>カ 災害発生時の会社及び出店店舗の対応</p>
<p>キ 従業員管理</p> <p>(ア) 朝霞駐屯地内従業員の身元管理方法について</p> <p>(イ) 朝霞駐屯地食堂内従業員採用方法について</p> <p>(ウ) 店内の人員配置方法</p>
<p>ク 省エネルギー・環境対策、ゴミ・廃棄物の処分方法</p> <p>(ア) 朝霞駐屯地食堂設置時における省エネ環境対策方法について</p> <p>(イ) 店内及び店舗周辺発生ゴミ・廃棄物の処分方法について</p>

ケ 衛生管理方法及び過去3年間の食品衛生関連行政処分の経歴 (行政処分があった場合、その時どのように対応したのかを記載)
コ クレーム・要望等があった場合及び事故・トラブルが発生した場合の対処方法 (ア) クレーム・要望等の把握方法及び対処方法について (イ) 事故・トラブル発生時の対処方法について
サ 防衛省における営業方針 (職員が利用する際の利点、グループ店・チェーン店があれば、導入する防衛省店との違い等)
シ その他のアピールポイント

主な販売予定商品・販売価格表

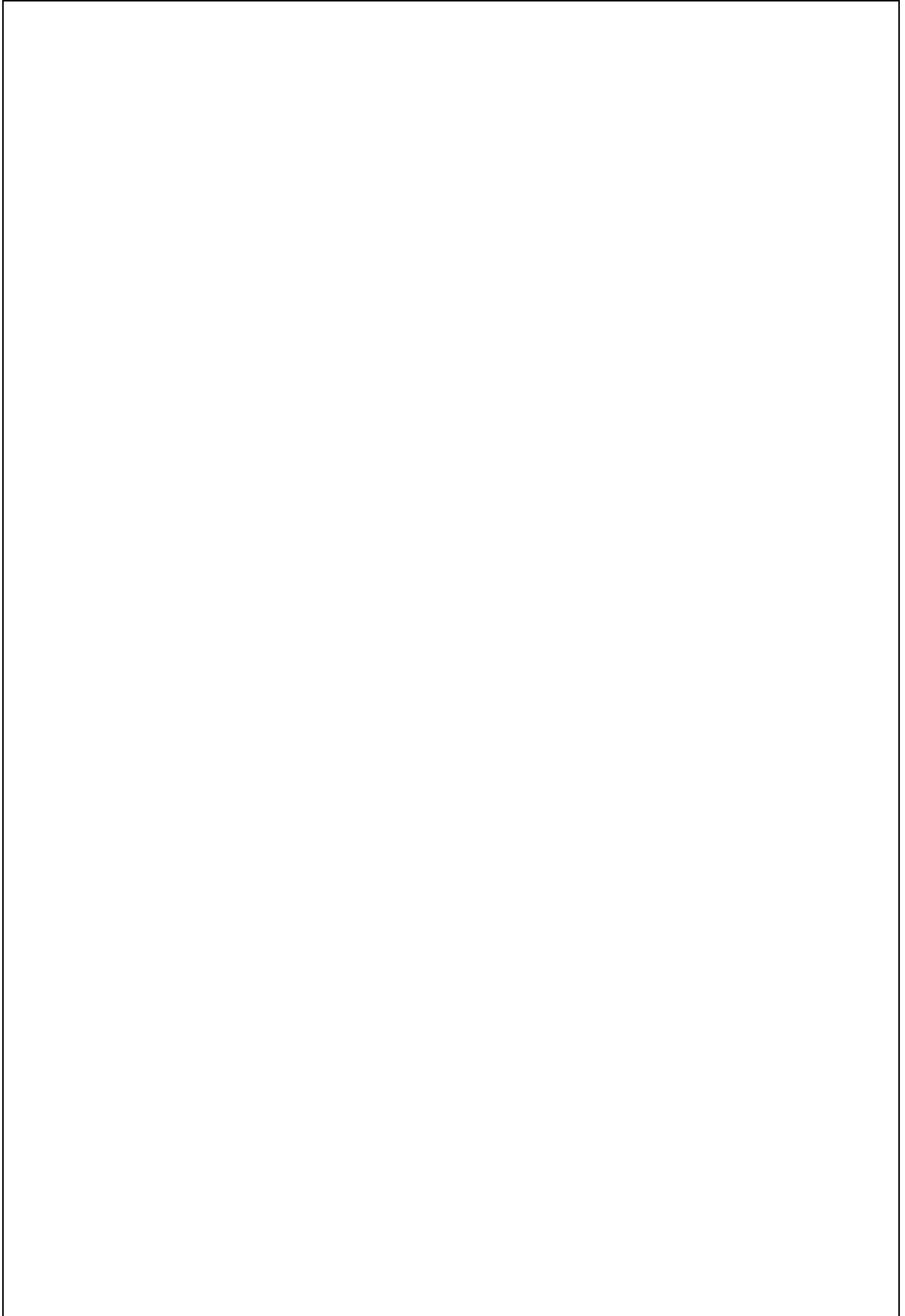
商品名	販売価格 (円)	市場価格 (円)	カロリー	食材率

注：価格は税込みとする。

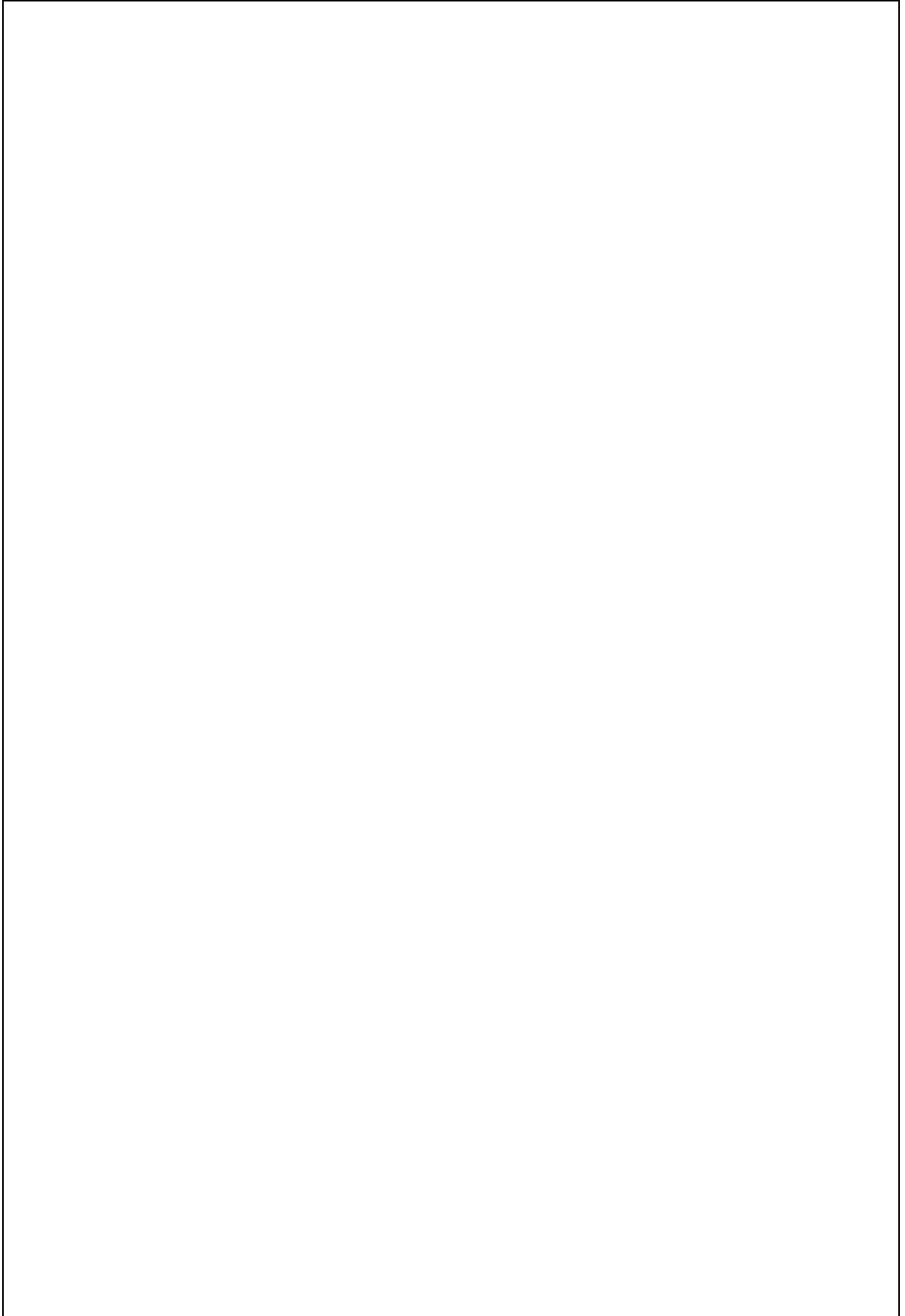
主な販売予定商品と同等の商品の写真（4枚×4枚＝16枚以内）

<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>	<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>
<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>	<p>商品名_____ 販売価格_____円 カロリー_____Kcal</p>

店舗レイアウト図



店舗イメージ図



業務確約書

令和 年 月 日

陸上自衛隊
朝霞駐屯地業務隊長 殿

「陸上自衛隊朝霞駐屯地における喫茶の設置及び経営」の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地
商号又は名称
代表者の氏名 印

法人・個人の別
担当者氏名：
電 話：
F A X：

法人・個人

注：商号、代表者、担当者氏名にフリガナをふり、申請印は登録印を使用すること。

誓約書

- 私
- 当社

は、下記第1項に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記第2項に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記第3項の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記第1項に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに別紙第10の様式により変更後の役員名簿を提出します。

2 公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

3 警察への通報等

- (1) 貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（注1）、政治活動標ぼうゴロ（注2）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

注1： 社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

注2： 政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

陸上自衛隊

朝霞駐屯地業務隊長 殿

令和 年 月 日

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

